



みんなで 守ろう

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は、将来にわたって子どもの心身に深い傷を与え、時には尊い命が奪われる事件となるなど、大きな社会問題となっています。市では、児童虐待防止推進月間に合わせ、オレンジリボンキャンペーンとして、さまざまなイベントを実施します。この機会に私たち一人一人が、子どもを虐待から守るために何ができるか考えてみましょう。

オレンジリボン キャンペーン

オレンジリボンをシンボルマークに、行政と民間が協働して子どもへの虐待を防止するキャンペーンを展開することです。

オレンジリボントレイン ～子育てはひとりじゃない～

児童虐待防止のメッセージが込められたオレンジリボンをシンボルマークに、市の相談窓口や親子での遊び場所などの子育て情報を掲載した自動車や煙を型取った制作物を展示します。ぜひご覧ください。

とき 11月2日(月)～30日(月)(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

ところ 市役所ロビー

オレンジ×パープルライトアップ

それぞれのカラーに思いを込めて、スカイワードあさひをライトアップします。

とき

- オレンジ
11月1日(日)～30日(月)
(パープル期間を除く)
- パープル
11月12日(木)～25日(水)

パープルライトアップ

女性に対するあらゆる暴力の根絶を願うとともに、被害者に対して「あなたは一人ではない！相談してください」というメッセージが込められています。

街頭キャンペーン

児童虐待防止に関する啓発を行います。

とき 11月2日(月)

ところ 名鉄瀬戸線尾張旭・印場・旭前駅のロータリー付近

その他

- 横断幕・のぼり旗を市役所などに設置します
- こども子育て部関係職員が児童虐待防止を啓発するブルゾンを着用して業務を行います

虐待かも!?と思ったらすぐにご連絡を (匿名可、秘密厳守)

- 子どもに不自然な傷やあざがある。常に服装や体が不潔
- 親(保護者)が頻繁に子どもを置いて外出。病気やけがをしても医者に見せない
- 毎晩のように長時間にわたって子どもの泣き声、親の怒鳴り声が聞こえる。子どもが外に出されている



児童相談所 いちはやく
全国共通ダイヤル ☎189

子育て支援室 ☎53-6101

問い合わせ先 / 保健福祉センター内子育て支援室 ☎53-6101

みんなの笑顔

子どもだけではない 虐待の対象

高齢者や障がい者への虐待は、している人も、受けている人もその認識がないために、虐待と気付かないことがあります。虐待を早期に発見するには、全ての人が協力し、日頃から小さなサインを見逃さないことが大切です。「虐待かも!？」と感じたら、すぐに相談窓口まで連絡をお願いします。



高齢者を虐待から守ろう

高齢者への虐待は、受けている本人がなかなか他人に相談できないこともあり、表面化しにくい問題です。虐待かどうかの判断も難しく、深刻な事態になって初めて気付くことがあります。また、介護者が一生懸命世話をしているうちに、知らず知らずに不適切な対応になっていることもあります。右のチェックリストに当てはまる点があるか確認してみましょう。

相談・問い合わせ先

保健福祉センター内地域包括支援センター ☎55-0654
市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143

＝ 気付きのチェックリスト ＝

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 年金や財産収入などがあることは明らかににもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居が極めて非衛生的になっている。また、異臭を放っている
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 栄養失調が心配される
- 自宅から本人や家族、介護者の怒鳴り声、悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- 天気が悪くても、長時間、屋外にいる姿がしばしば見られる
- 家族と同居しているが、コンビニやスーパーで、1人分の弁当などを頻繁に買っている
- 訪問しても会えない。または家族が面会を嫌がる
- 無気力、諦め、投げやりな様子



障がい者の虐待を防ごう

障がいのあるかたの安定した生活や自立、社会参加のためには、私たち一人一人が虐待をより身近な問題と捉え、個人や地域として防止に努めていくことが必要です。

障がい者虐待の例

- 身体的虐待** : 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加える。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にする
- 性的虐待** : 障がい者に無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする
- 心理的虐待** : 障がい者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
- 放棄・放任 (ネグレクト)** : 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させる
- 経済的虐待** : 本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使う。また、障がい者に理由なく金銭を与えない

相談・問い合わせ先 / 市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749
市障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280